(4)　監督対象子会社の総株主（法第三十一条第五項に規定する総株主をいう。）又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合 [(5)　略] [ロ・ハ　略] 三　法第三十一条第六項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項 [イ～ヌ　略] ル　イからヌまでの措置のほか、法第三十一条第六項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容 （総務大臣が整理し、公表する情報） **第二十五条の十**　法第三十九条の二第四号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。 [一・二　略] 三　法第三十一条第一項の規定による指定、同条第四項の規定による命令及び同条第八項の規定による報告に関して作成し、又は取得した情報 [四～六　略] **様式第16**（第22条の８関係） 禁止行為等規定遵守措置等報告書 [略] 電気通信事業法第31条第８項の規定により、別紙のとおり禁止行為、子会社等監督及び体制整備等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。 [注略]	(4)　監督対象子会社の総株主（法第三十一条第一項に規定する総株主をいう。）又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合 [(5)　同上] [ロ・ハ　同上] 三　法第三十一条第五項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項 [イ～ヌ　同上] ル　イからヌまでの措置のほか、法第三十一条第五項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容 （総務大臣が整理し、公表する情報） **第二十五条の十**　[同上] [一・二　同上] 三　法第三十一条第一項の規定による指定、同条第四項の規定による命令及び同条第七項の規定による報告に関して作成し、又は取得した情報 [四～六　同上] **様式第16**（第22条の８関係） 禁止行為等規定遵守措置等報告書 [同左] 電気通信事業法第31条第７項の規定により、別紙のとおり禁止行為、子会社等監督及び体制整備等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。 [注同左]

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十二条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の五第二項第四号（同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の五第七項第一号（同条第十一項において準用する場合を含む。）及び第八十条第二項の規定に基づき、動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令及び動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十五日　　農林水産大臣　江藤　拓

動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令及び動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

（動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令の一部改正）

第一条　動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成七年農林水産省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表（第二十一条関係） 一～七　（略） （削る） 八～十九　（略）	別表（第二十一条関係） 一～七　（略） 八　血液検査用器具のうち、電動式のもの 九～二十　（略）

（動物用医薬品等取締規則の一部改正）

第二条　動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（基準適合証に係る医療機器及び体外診断用医薬品の区分） **第九十一条の二十九**　法第二十三条の二の五第七項第一号（同条第十一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める区分（以下この条において「製品群区分」という。）は、次の各号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じ、当該各号に定める区分とする。 一　医療機器　次に掲げる区分 イ～ト　（略） （削る） チ～ツ　（略） ネ　イからツまでに掲げる物以外の物にあっては、次に掲げる区分 (1)～(4)　（略） 二　（略）	（基準適合証に係る医療機器及び体外診断用医薬品の区分） **第九十一条の二十九**　法第二十三条の二の五第七項第一号（同条第十一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める区分（以下この条において「製品群区分」という。）は、次の各号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じ、当該各号に定める区分とする。 一　医療機器　次に掲げる区分 イ～ト　（略） チ　血液検査用器具のうち、電動式のもの リ～ネ　（略） ナ　イからネまでに掲げる物以外の物にあっては、次に掲げる区分 (1)～(4)　（略） 二　（略）